

最終講義要旨

「北の窓」の書齋で

講演者：安藤勝美

日 時：2002年3月8日(15:00-17:00)

場 所：第2教育研究棟201

かって仙台で暮らした島崎藤村は、「仙台の日の光には書齋の静かさがある。私には仙台は日本の大きな北の窓のような気がする。」とその随筆に書いておりました。研究には一日中、日の光が一定した、北側に窓のある書齋が一番よいということでしょう。私も仙台にりましたが、今でもその柔らかな光を思い出します。これからもその光の中にいる気持ちで研究を続けたいと思い、それにちなんで講演の題としました。今日は、私の研究を振り返って、なにを研究課題としてきたかを時代順にお話しします。大学院の学生諸君の今後の研究に、何らかの参考になればと思いますし、また私自身も自分の研究を振り返って、今後の研究すべき方向を求めたいと思います。

1. 国際法と地域研究

修士時代、博士時代はのんびりと英仏独の古典的な国際法の文献を読んできました。しかし、この1950年代は、植民地の独立の時代で、55年にバンドン会議が開催され、民族自決と植民地体制反対の平和十原則が決議されました。また当時アルジェリアの独立抗争が、連日、新聞に報じられていました。そのため私は、次第に植民地の独立に関心を持ち、そして新しく独立した途上国が自国の植民地化を容認した、まさにその国際法に従って、独立するということへの疑問が出てきました。

1961年に政府系の「アジア経済研究所」に入り、そこでは伝統的な国際法から南北間の国際法への分析をテーマとし、また新しい国際法への要求を検証する場としてアルジェリアでの現地研究を希望しました。しかし独立間もないアルジェリアにはまだ日本大使館がなく、そのため隣国のモロッコの大学で研究することになりました。

60年代は、植民地の相次ぐ独立によって、様々な国際法上の疑問が出ておりました。基本的な問題は、ドイツの国際法学者カール・シュミットがその著『大地のノモス』で指摘するように、国際連盟規約第22条の「植民地・・・人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ、文明ノ神聖ナル使命ナルコト」の条文が、植民地化を合法化したということです。

ここに植民地化を合法としたその国際法に従って、植民地が独立するという矛盾が発生します。さらに植民地の独立によって、宗主国との主権平等、植民地時代の条約と独立国との関係、独立国の天然資源に対する恒久主権、国有化の補償原則、人種平等、国家承認、内政不干涉、植民地化で設定された国境の問題等、再考察すべき問題が山積してきたことです。

この現地の経験で、国際法研究には国際法の形成に関与しなかった客体としての「地域」の研究が必要だと感じました。また国際法の伝統的な理論も、植民地の独立によって再考察することが重要であると考えました。その点で、旧植民地とフランスを行き来して研究できたことは貴重な経験でした。

帰国後は、新興国の「発展の権利」を中心に「発展の国際法」を研究課題としました。具体的には、途上国による経済体制選択の権利、生産国連合形成の権利、国有化の権利、外国投資の制限の権利等の研究です。

1970年代になると、国連総会で「新国際経済秩序宣言」(NIEO宣言)、「国家の経済的権利義務憲章」(1974年)が採択され、途上国の権利要求が明文化されてきました。

しかし73年の石油危機は、非産油国に経済危機をもたらし、また途上国の団結を崩すなど、南の一層の貧困を招きました。76年のILOによる「世界雇用会議」

(76年)では、途上国の激しいNIEO実現の主張に対して、先進国は南の人々に最低限の生活を維持するための「基本的ニーズ」政策を主張しました。その政策には、当初、途上国は援助の縮小として反対しましたが、70年代後半、「基本的ニーズ」は国際的政策として具体化され、NIEO主張の間隙をつく政策となりました。この時期は、伝統的国際法の変革を要求する途上国の主張の分析を、主たるテーマとしておりました。

2. 国際法と社会理論

1960年代頃から従属論が展開され、私も「周辺からの離脱」を課題として、その法的側面を研究するようになりました。しかし従属論は、従属から離脱するための具体性を欠いたため、政策と理論で行き詰まり、さらに第三世界での南南問題の発生は、「発展の国際法」理論の再構築を必要とするようになりました。NIEOとは結局何であったのか。ゼングハースは、NIEOの要求は、新たな海の分割に関する合意があったのみで、要求の大半は破綻した、と分析しています。確かにNIEOは挫折しました。しかしその根底にある貧困と経済格差は解消されてはいません。そのため、新たな研究方法が必要となります。

新しい国際法の研究として、地域研究や広い社会科学の研究が必要となります。すなわち貧困の解消、南北格差の是正の法原則構築の研究には、国際法の周辺科学や社会理論の研究が必要になります。

そのためウォーラステインの世界システム論、ロールズの『正義論』(1971年)による新たな公正論、ロナルド・ドゥウォーキンの『権利論』(1974年)、R. ノーリックの『アナーキー、国家、ユートピア』(1977年)などを研究し、新たな理論構成を試みるようになりました。

さらに国家以外の国際社会のアクターとしての国際機関(特に経済機関)の研究や資本、技術、市場を拡大する多国籍企業(TNC)の研究、さらにNGOの研究が必要となりました。最も基本的な問題は、このような国際社会の変化に対応して、西欧中心の法体系と途上国の新たな法主張の分析、すなわち法と多文

化主義の問題、さらにそれに伴う新たな国際法制度の分析、などです。この70年代は、私にとって、研究の再調整の時期となりました。

3. 国際法と国際政治経済学

1980年初期に再びフランスに留学しました。この80年代は世銀やIMFによって途上国への構造調整政策が実施され、この政策は、途上国のNIEOの要求を、結局、市場メカニズムの中に解体していくことになりました。また市場メカニズムが、環境破壊の中で、環境との調整を迫られてきました。さらに途上国に対してその市場開放、外資の制限撤廃の要求が激しくなり、そのためNIEOの権利要求が後退し、そのような状況の中で、「発展の国際法」もその力を失い、途上国が主張した国家の発展の権利の性質も大きく変わってきました。

この時期はボーダーレス・エコノミーの時代であり、人口増加、環境破壊、さらに物（一次産品・商品）から資本と技術の変化が世界的な問題になりました。結局、南北対立やNIEOの問題は、環境、人権、飢餓、人口問題などに解体され、さらに1986年の国連総会決議「発展の権利に関する宣言」は、発展の権利は譲り渡すことのできない人権としました。従来、主体とされた国家は、人権としての発展の権利の実現を図る、第一義的責任を有する立場に変化しました。

さらに87年に「開発と環境に関する世界委員会」（ブルントラント委員会）が『地球の未来を守るために』という報告書を発表し、それ以後「地球は一つから世界は一つへ」、さらに環境か開発かという二者択一ではなく、その両立を図ることが、国際機関や各国の政策として求められてきました。

南北対立構造の解体に対応した91年の冷戦構造の崩壊は、「新世界秩序」の形成を促し、またこの90年代には、「子供のための地球サミット」、「国際環境開発会議」（地球サミット）、「世界人権会議」、「国際人口・開発会議」、「世界社会開発会議」、「国連女性会議」、「国連居住会議」、「世界食糧会議」が相次いで開催されました。これらの会議の成果は必ずしも実現されていませんが、すべての国々を糾合して、主題別のグローバルな問題提示が行われるようになり、個別

問題の連関性と問題のグローバル化が認識されるようになりました。しかしこれらの問題の底辺に、依然として南北の貧富の格差問題があることは変わっていません。

このように南北問題は、環境、人口、社会開発、女性、児童、居住、食糧など個別的な問題に分解され、それぞれの新しい法原則が求められてきました。しかしそれらすべてを抱合する理論が必要となります。そのため私の研究課題は、開発、環境、人権を中心とした国際秩序の再構成と、国際社会のあるべき姿としての福祉国際社会のあり方、また多文化社会と国際法規範の関係を中心とするようになりました。

以上のように、研究課題は時代によって変化しましたが、時代が変わっても、貧困、飢餓を生み出す南北格差の問題を一貫して追求してきました。今後も格差に伴う問題は様々な形で出てくると思います。その経験を通して、私は国際法の研究には、国際政治経済学的分析とともに理論検証の場（地域研究）を持つ必要があると考えております。それは国際法に限らず現代のどのような学問にも、その時代の様々な問題が複雑に反映するからです。すなわち現代の国際問題を解明するためには、問題が先端的になればなるほど、内容が総合的になりますので、法律だけではなく政治学、経済学、社会学の総合的研究が必要となります。またそのような理論の検証の場が必要になると思います。

終わりに

最後に、大学院の皆さんに、「研究」ということについて一言。

「若い日にバラを摘め」という言葉があります。バラは美しいが棘が有る、しかし痛みを伴わなければ美しいバラは摘めない。それは研究には時に苦痛を伴うということです。しかし、ある高名な免疫学者は、「バラの花の香りのする研究」を唱えています。皆さんは、棘に刺されながらも、美しいバラを育むようにしてください。

さて定年という、人生の一つの大きな通過点を迎えました。それで思い出す

のは、老子の「絶学無憂」（学を絶たば憂いなからん）という言葉です。井伏鱒二は「大学やめたら呑気になるぞ」と訳していますが、けだし名訳です。少なくとも教授会や雑務から解放されることは、なにか心が弾むような気がします。しかし研究は一生のことですので、これからも悠々とまたたゆまずに研究を続けていきたいと思えます。

私の書齋から、ICUキャンパスの西端に聳える大きな鈴掛の木が見えます。30年前、この家に移ってきた時には、鈴掛は今の半ばぐらいの大きさで、夏になるとその梢の上に多摩川の花火が見えました。しかし今は亭々と聳えて花火も見えなくなりました。鈴掛もICUと共に成長してきたのでしょう。これからも鈴掛が、風雪に耐えながらさらにその梢をのばす姿を、四季折々、心楽しみに見ていきたいと思っております。